

## 立体駐車場保守点検委託仕様書

本仕様書は、和歌山市（以下「甲」という。）が委託する企業局の立体駐車場の保守点検等（以下「委託業務」という。）の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に基づき、委託業務を誠実に実施するものとする。

### 1 目的

和歌山市企業局が設置している立体駐車場（以下「対象物件」という。）を良好な状態にたもつため、保守点検及び調整を実施することで、事故及び故障等を未然に防止することを目的とする。

### 2 対象物件及び設置場所

- (1) 対象物件 リフト・トラバーサーL T B – 1 8 H 5 立体駐車場
- (2) 設置場所 和歌山市西汀丁31番地

### 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務内容

- (1) 定期点検内容（別表）に基づく毎月1回の保守点検、調整及び報告
- (2) 定期点検以外の故障時の修理
- (3) 性能維持のために必要な部品の交換及び調整

### 5 保守部品の負担区分

- (1) 保守点検委託の範囲のうち、標準消耗品の交換が必要な場合の費用負担は、乙の負担とし、その他の損傷及び摩耗した処理すべき修理、部品の交換等がこの契約に基づく保守点検等に含めることが適当でないときは、甲と乙が協議の上、別途契約するものとする。

- (2) 標準消耗品とは次のものを言う。

#### ア 機械関係部品

- (ア) 各種接続部分に係るボルト類

#### イ 電気関係部品

- (ア) スイッチ内LEDランプ

- (イ) 回転灯内電球

- (ウ) 接続部圧着端子

#### ウ 油脂類

- (ア) 各油脂類一式

### 6 緊急対応

- (1) 甲から機器の保全について緊急の依頼があった場合は、乙は速やかに技術員を派遣し必要な措置を講ずるとともに、処理方法及び結果を甲の担当者に報告すること。
- (2) 乙が緊急の補修が必要であると認めた場合は、速やかに甲に連絡し、甲の承認を得た後、必要な措置を講ずるとともに、処理方法及び結果を甲の担当者に報告すること。

### 7 報告

- (1) 乙は、保守点検及び定期点検、並びに緊急対応を行った場合は、その都度甲に報告書を提出し、確認を求めなければならない。

(2) 乙は、委託業務を実施し対象物件に異常を発見し、機能維持に支障があると判断した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(3) 乙は、甲より修繕を指示されたときは、部品を速やかに調達し、迅速に修繕を実施するものとする。

## 8 その他

乙は、甲より委託業務に必要な報告又は協力を求められたときは、これに従うものとし、委託業務の施行上、疑義が生じたとき、また本仕様書の定めのない事項についてはその都度、双方協議の上決定するものとする。

別表 定期点検内容

1	バッテリ	液量、比重、清掃（液補充）
2	充電器	投入・停止電流電圧 トランス・制御基板 モーター・基板・減速機 接触端子の腐食・伸縮動作
3	運転操作	手動走行・スピード・減速 自動走行・代表カード表示 昇降スピード・各階停止位置 ハネ盤作動確認・スピード スイッチ類 操作盤ランプ点灯
4	蛍光灯 進入灯 回転灯	蛍光灯点灯 ハミ出しランプ切り替え点灯 ハミ出しセンサー（清掃） 回転灯点灯
5	ヒューズ・リレー	溶断・端子緩み・接点荒れ
6	サブ非常	走行・昇降操作
7	非常操作	走行・昇降操作
8	近接SW	走行SWとストライカ間隔 昇降SWとストライカ間隔
9	ケーブル	ブーリー回転・コード割れ・引っ張り
10	減速器	回転作動音・油量
11	走行チェーン	アジャストベアリング
12	タイヤピローユニット	ピロー回転作動音
13	タイヤ	傷・摩耗・ハクリ・車輪
14	走行ガイドベアリング	走行時回転音
15	シフトシリング	自然降下 油漏れ・ロットキズ 連結バー触れ止め・ベアリング作動
16	ポンプ・バルブ・配管	ホース・配管油漏れ ポンプ・バルブ油漏れ シャフトオフバルブの作動
17	作動油	タンク油量・汚れ
18	エンド・サイドローラー	昇降時の作動音
19	チェーンシープ	リフト部回転異常音 床部回転異常音 天井部回転異常音

2 0	リフトチェーン イコライザチェーン	張り、ナット代 チェーン・アンカーピン錆
2 1	リフトピローユニット	ピロー回転作動音
2 2	ハネ板	リミット・近接スイッチ動作 ゴム摩耗・損傷・変形・脱落 シャフトボルト緩み シリンダ油漏れ・自然傾斜 シリンダピン脱落
2 3	パワーユニット	モーター・ブラシ ポペットバルブ 油・フィルター
2 4	外観	テーブル割れ、ガラスのキズ・割れ、窓枠の錆び、雨漏り
2 5	トランジスタチョッパ	清掃、LED点灯、端子緩み 基板焼け(チョッパ、SSC)
2 6	バルブコントローラー	LED点灯
2 7	コンタクタ	電源・F・R・Pコンタクタ ハネ板コンタクタ 作動接点荒れ・端子緩み
2 8	給油・油脂箇所	走行ピローユニット イコライザーチェーンピローユニット ケーブルプーリー 昇降ストライカロッド摺動面 リフトチェーン イコライザーチェーン リフトガイド転動面 ハネ板シリンダピン ハネ板シャフト 走行チェーン
2 9 *	走行モーター 油圧モーター	ブラシ・コミテータ摩耗
3 0 *	走行ユニット	カップリングベアリングのガタ・損傷 エンコーダベルト損傷・緩み 電磁ブレーキ効き

注) \*については6カ月に1度の点検

## 立体駐車場保守点検委託契約書【案】

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、企業局の立体駐車場（以下「リフト・トラバーサー」という。）の保守点検等について、次のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （目的）

第1条 甲は、リフト・トラバーサーの適切な操作方法の指導並びに保守点検及び調整を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （対象物件及び設置場所）

第2条 対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 対象物件 リフト・トラバーサー L T B - 1 8 H 5 立体駐車場
- (2) 設置場所 和歌山市西汀丁31番地

### （委託業務の内容）

第3条 乙は、甲がリフト・トラバーサーを常時正常な状態で使用できるよう連絡及び出動体制を整えるとともに、毎月1回、設置場所に赴きリフト・トラバーサーの保守点検及び調整を行わなければならない。

- 2 乙は、仕様書に基づいて、リフト・トラバーサーの点検を実施し、甲に報告する。
- 3 乙は、第1項に定めるもののほか、リフト・トラバーサーが故障したときは、甲の請求により直ちに必要な修理を行ってリフト・トラバーサーを正常な状態に回復しなければならない。
- 4 乙は、保守点検の結果又は甲の請求に基づきリフト・トラバーサーの性能維持のために必要と認めるときは、部品を取り替えなければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、処理すべき修理、部品の交換等が本契約に基づく保守点検等に含めることが不適当であるときは、甲と乙が協議の上、別途契約するものとする。

### （契約期間）

第4条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料）

第5条 委託料は、年額 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

### （再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

### （委託業務の調査）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理について必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止すること

ができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは甲、乙で協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は甲、乙で協議して定める。

(損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して発生した損害は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。

2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙が受けた損害については、責任を負わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

(債務不履行による減額及び違約金)

第11条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、委託料から履行しなかった業務に相当する金額を減額するものとする。

2 甲は、前項の場合において、違約金として保守点検及び調整1回につき委託料の10分の1に相当する金額を乙に請求することができる。

3 乙は、前項の請求を受けた日から30日以内に違約金を甲に支払わなければならない。

(委託料の支払)

第12条 甲は、第5条に規定する委託料を、乙の請求により次のとおり乙に支払うものとする。

回数	期間	支払金額
第1回	4月から6月までの分	円(消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。)
第2回	7月から9月までの分	円(消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。)
第3回	10月から12月までの分	円(消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。)
第4回	1月から3月までの分	円(消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。)

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受理した日から30日以内に甲が指定する方法により委託料を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数金額を切り捨てる。)の遅延賠償金の支払を甲に請求することができる。

(債務不履行等による解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して処理する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本契約を誠実に履行する意思がないと認め

られるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲と乙が協議して定める。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除したときは、委託業務の既に処理された部分については、確認の上、その部分に相当する委託料を乙に支払わなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第15条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

#### （乙の解除請求権）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除を請求することができる。

(1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

2 第9条第2項及び第13条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

#### （事前通知による解除）

第17条 甲は、契約期間中、第13条第1項及び前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲と乙が協議して定める。

#### （賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙が本契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託料と相殺し、なお不足があるときは乙に追徴する。

#### （秘密の保持）

第19条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目

的に利用してはならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義等が生じた事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両名記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市公営企業管理者 濑崎典男

乙

## 質問・回答について

1 委託名稱 立体駐車場保守点検委託

2 委託番号 19

3 担当課 企業総務課

### 4 質問及び回答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年2月13日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。